

独立行政法人整理合理化計画（抄）

独立行政法人整理合理化計画（抄）

平成19年12月24日

閣 議 決 定

Ⅱ.各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

2.各独立行政法人について講ずべき措置は、別表のとおりである。

（別表）各独立行政法人について講ずべき措置

【厚生労働省】

(略)	(略)
勤労者退職金共済機構	事務及び事業の見直し
	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【建設業退職金共済事業等】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>○ <u>退職金支給要件である掛金納付月数の緩和</u>を検討するとともに、<u>利益剰余金の在り方</u>について、厚生労働省及び勤労者退職金共済機構において、<u>外部有識者の意見も聴取しつつ検討する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
(略)	(略)